

## 9-1 研修

### □ 概説

1. (1) 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。  
(2) 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。  
(教特法第21条)
2. (1) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。  
(2) 教員は、授業に支障のない限り、本所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。  
(3) 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで長期にわたる研修を受けることができる。  
(教特法第22条)
3. 県費負担教職員の研修は、県教育委員会のほか、市町村教育委員会も行うことができる。また市町村教育委員会は、県教育委員会が行う県費負担教職員の研修に、協力しなければならない。  
(地教行法第45条)
4. 職員は、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。  
(地公法第39条)

### □ 参考 -----

#### 1. 服務上の義務としての研修（義務研修）

研修を勤務そのものとして、職務命令により行われる場合である。従って勤務場所を離れる場合には、公務出張として旅費が支給される。例えば、新規採用教員研修、教育課程研究集会、総合教育センター講座への参加、その他職務に必要な研修に参加を命ぜられた場合等である。

#### 2. 教特法第22条第2項による研修（職専免研修）

公務員は、職務に専念する義務を課せられている（地公法第35条）が、教員については、教特法第22条第2項により、本所属長の承認があれば、職務専念義務を免除されて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。これは、教員についてだけの特例であり、授業に支障のないということで、長期休業中に、いわゆる「自宅研修」をするなど効果的に運用されている。しかし、職務専念義務を免除されるのであるから、それにふさわしい研修内容でなければならないので、事前計画の提出と事後の実施報告が必要とされている。（様式研1、2参照）

なお、承認により職務専念義務が免除されても、給与は減額されないが、その間の事故は公務災害としては認定されない

#### 3. 教特法第22条第3項による研修（長期研修）

教特法第22条第3項により、教育公務員は、現職のままで長期にわたる研修を受けることができる。例えば、文部科学省主催教職員等中央研修への参加、総合教育センター・教育大学大学院・教育研究所・その他の研究機関において長期にわたって研修に参加する等がこれにあたる。

このうち、1年以上にわたる長期研修は、（様式研3～7）による手続を必要とする。